

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公開番号】特開2017-138891(P2017-138891A)

【公開日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2016-20782(P2016-20782)

【国際特許分類】

G 07 G 1/00 (2006.01)

【F I】

G 07 G 1/00 3 0 1 Z

G 07 G 1/00 3 3 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月17日(2018.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の釣銭機を搭載する第1の凹部と、第2の釣銭機を搭載する第2の凹部と、を備えた筐体であって、

前記第1の凹部の開口部が形成された操作面と、当該第1の凹部の開口部が形成された操作面に対する側面または対向する面に前記第2の凹部の開口部が形成された操作面と、を設け、

前記第1の凹部と前記第2の凹部とを、上下方向で異なる高さに配置したことを特徴とする筐体。

【請求項2】

請求項1に記載の筐体において、

前記第1の凹部を、前記第2の釣銭機より高い位置に配置したことを特徴とする筐体。

【請求項3】

請求項1に記載の筐体において、

前記第1および第2の釣銭機は、それぞれ硬貨投入口を有し、

前記それぞれの硬貨投入口の上方に切欠部を設けたことを特徴とする筐体。

【請求項4】

請求項1ないし請求項3のいずれか一項に記載の筐体に搭載された、第1の釣銭機を有する精算装置と、第2の釣銭機を有する精算装置と、

前記精算装置で精算する購入代金を算出する登録装置と、を備えた精算所であって、

前記登録装置を登録カウンタに設置すると共に、前記筐体に搭載された精算装置を前記登録カウンタから離れた位置に配置し、

前記筐体の、前記第1の凹部の開口部が形成された操作面と前記第2の凹部の開口部が形成された操作面との頂部を、前記登録カウンタ側に向けて設置したことを特徴とする精算所。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0005】**

本発明は、上記課題を解決するために、第1の釣銭機を搭載する第1の凹部と、第2の釣銭機を搭載する第2の凹部と、を備えた筐体であって、前記第1の凹部の開口部が形成された操作面と、当該第1の凹部の開口部が形成された操作面に対する側面または対向する面に前記第2の凹部の開口部が形成された操作面と、を設け、前記第1の凹部と前記第2の凹部とを、上下方向で異なる高さに配置したことを特徴とする。